# 第１章　基本的事項

## １　策定の趣旨

○　本県は、世界に誇れる瀬戸内海をはじめ、緑あふれる中国山地を擁するなど、美しく豊かな環境に恵まれています。

○　一方で、経済成長に伴う都市化の進展や生活様式の変化等による自動車交通公害、生活排水等による水質汚濁などの都市・生活型公害や廃棄物量の増大といった環境問題が発生してきました。

○　このような環境問題に対し、恵み豊かな環境を将来にわたって守り育てるため、環境の保全に関する基本理念、県民・事業者・行政の責務や施策の基本的事項を定めた「広島県環境基本条例」を平成７（1995）年３月に制定し、平成９（1997）年３月には同条例に基づき「広島県環境基本計画」を策定しました。

以来、社会情勢の変化等に合わせて見直しを行い、現在は、令和３（2021）年３月に策定した第５次広島県環境基本計画により、県民や事業者の皆様と連携・協働した取組を進めています。

○　この間においても、環境を取り巻く情勢は、2050 年カーボンニュートラルに向けた地球温暖化対策の加速、気候変動による高温や大雨といった自然災害リスクへの適応、海洋プラスチックごみ汚染や生物多様性[1]損失への対応、社会経済システムの循環経済（サーキュラーエコノミー）[2]への移行など、世界や国内で複雑に変化しており、本県においても、新たな環境課題等に対し積極的に取り組むことが求められています。

○　また、本県では、令和８（2026）年７月に県の総合計画である「安心▹誇り▹挑戦　ひろしまビジョン」を改定し、将来にわたって、「広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かった」と心から思える広島県を実現していくこととしています。

○　社会情勢の変化に適切に対応し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を実現するため、そして、本県の新たな総合計画を環境分野から推進するため、新たに第６次広島県環境基本計画を策定します。

【参考：広島県環境基本条例　前文】

わたしたちの広島は、世界に誇れる瀬戸内海をはじめ、中国山地などを擁する美しく豊かな環境に恵まれ、遠い過去から現在へとつながる時の流れの中で、生活を営み、産業を興し、個性ある文化を創り出してきた。

しかし、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした経済社会活動は、環境の恵みである資源を消費し、不用物を環境に排出していく営みでもあり、環境に大きな影響を及ぼしている。

また、自然の復元力を超えるまでに大きくなりつつある人間の活動は、自然の生態系を破壊するだけでなく、地球の温暖化やオゾン層の破壊などの地球的な規模の環境問題を引き起こし、人類の生存基盤を脅かすまでに至っている。

健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受することは、健康で文化的な生活を営む上での現在及び将来の県民の権利であり、この環境を守り、育て、将来の世代に継承していくことは、わたしたちの責務である。

わたしたちは、環境が有限なものであることを深く認識し、県民・事業者・行政が相互に協力しあって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な広島を目指さなければならない。

ここに、わたしたちは、広島の健全で恵み豊かな環境を保全していくとともに、よりよい環境を築き、これを将来の世代に引き継いでいくことを決意し、この条例を制定する。

---

1　生物多様性：自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念。

2　循環経済（サーキュラーエコノミー）：線形経済（リニアエコノミー）という天然資源の採取から廃棄まで一方通行型の経済システムと比べ、製品や資源の廃棄を減らして再利用を促進し、環境負荷を低減する経済システム。

## ２　計画の位置付け

○　本計画は、令和８（2026）年７月に改定した、県の総合計画である「安心▹誇り▹挑戦ひろしまビジョン」を環境の面から推進する環境分野の分野別計画です。

○　広島県環境基本条例第９条の規定により、環境保全に関する基本構想や環境保全に関する施策に係る基本的事項を定め、次の役割を果たすものとします。

・　環境の保全に関する長期的な目標と施策の全体像を明らかにすることにより、環境の保全に対する共通認識を形成する役割

・　環境の保全に関する計画や指針に対する上位計画として基本的方向を与え、環境の保全に関する諸施策を総合化・体系化することで有機的連携を促し、環境行政の計画的な推進を可能にする役割

・　県民、事業者等のあらゆる主体の協力による取組を進めるための指針としての役割

・　環境に影響を及ぼす可能性のある各種計画の策定や施策の実施に対して、環境保全との調和・調整を図る上での指針としての役割

○　また、本計画は次の法定計画として位置付けます。

・　地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条第３項に規定する地方公共団体実行計画（区域施策編）

・　気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）第 12 条に規定する地域気候変動適応計画

・　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第５条の５に規定する都道府県廃棄物処理計画

・　食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第 19 号）第 12 条に規定する都道府県食品ロス削減推進計画

・　瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第４条に規定する瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画

・　美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成 21 年法律第 82 号）第 14 条に規定する地域計画

・　生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）第 13 条に規定する生物多様性地域戦略

・　環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成 15 年法律第 130 号）第８条第１項に規定する行動計画

※なお、本計画のどの部分が各法定計画に該当するかについては、91、92 ページの対応表をご確認ください。

## ３　計画の期間

令和８（2026）年度から令和 12（2030）年度までの５年間とします。

## ４　これまでの取組状況

第５次広島県環境基本計画（計画期間：令和３（2021）年度～令和７（2025）年度（令和８（2026）年10月まで延長））では、「地球温暖化対策の推進」、「循環型社会の実現」、「地域環境の保全」、「自然環境と生物多様性の保全」及びこれらと横断的に関係する「人づくり・仕組みづくり」をあわせた５つの施策体系を掲げるとともに、SDGs[3]の考え方を取り入れながら、基本理念（環境にやさしい広島づくりと次代への継承）の実現を目指し、取組を進めてきました。

| ネット・ゼロカーボン社会[4]の実現に向けた地球温暖化対策の推進 |
| --- |
| ・　産業部門、業務部門では中小企業の自主的な省エネルギー設備改修等を後押しするため、プッシュ型・伴走型の支援を実施しました。家庭部門では、省エネルギータイプの家電設備の導入支援や断熱性能の高い省エネルギー住宅の普及促進、うちエコ診断の受診促進を中心に取組を推進しました。<br>・　地域特性を活かした再生可能エネルギー導入の強化として、太陽光発電と小水力発電[5]を軸に取組を展開しました。<br>・　カーボンリサイクル[6]を核とした新たな産業集積を目指し、企業間のマッチング、県独自の研究開発支援制度等により共同研究・開発案件の創出を図りました。 |
| 循環型社会の実現 |
| ・　再生利用率が全国平均より低いがれき類や、国際的な輸入規制等を踏まえた取組強化が求められるプラスチックを重点対象とし、リサイクル施設の整備や再生資源の使用を促進するとともに、太陽光パネルやリチウムイオン電池など新製品・新素材の普及に対応したリサイクル技術の開発を支援し、エネルギー利用を含めた再生利用を推進しました。<br>・　AI[7]/IoT[8]などのデジタル技術の導入を積極的に支援し、混合廃棄物の自動選別によるリサイクルの徹底や廃棄物のトレーサビリティ[9]の強化等に取り組み、デジタル技術を活用した資源循環サイクルの拡大を図りました。<br>・　大規模災害に備え、市町等と連携した災害廃棄物処理体制の強化や、関係法令に基づき廃棄物の排出者や処理業者への監視・指導を徹底し、廃棄物の適正処理を推進しました。 |

---

3　SDGs：Sustainable Development Goals の略。「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標（2015 年９月に国際サミットで採択）。17 のゴール・169 のターゲットから構成。

4　ネット・ゼロカーボン社会：二酸化炭素（$CO_2$）などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、再利用等による除去量とが均衡した、温室効果ガス排出実質ゼロの社会。

5　小水力発電：小規模な水の落差や流量を利用して発電する方式。地域の水資源を活用した再生可能エネルギー。

6　カーボンリサイクル：二酸化炭素（$CO_2$）を炭素資源（カーボン）と捉え、これを回収し、多様な炭素化合物として再利用（リサイクル）すること。

7　AI：Artificial Intelligence（人工知能）の略。コンピュータがデータを分析し、推論・判断、最適化提案、課題定義・解決・学習などを行う、人間の知的能力を模倣する技術。

8　IoT：Internet of Things の略。これまで主にパソコンやスマートフォンなどの情報機器が接続していたインターネットに、産業用機器から自動車、家電製品までさまざまな「モノ」をつなげる技術。

9　トレーサビリティ：産業廃棄物の処理状況が即時に排出事業者及び廃棄物処理業者によって確認できる状態のこと。近年、アプリケーション・サービス・プロバイダ（ASP 事業者）のサービスにおいて、全地球測位システム（GPS）を用いた運搬経路情報や処理状況の画像情報の提供など、IT を用いて排出事業者が適正な処理を確認できる仕組みが利用され始めている。

| 地域環境の保全 |
| --- |
| ・　大気・水・土壌等が環境基準[10]に適合した良好な状態を確保・維持するため、工場・事業場への監視・指導や、大気・河川・海域・地下水の測定・監視等を実施するとともに、その状況を毎年度取りまとめて公表しています。<br>・　大気環境については、二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質[11]、微小粒子状物質（PM2.5）[12]で環境基準を達成しています。一方、光化学オキシダント[13]は、注意報等の発令基準を超える日があります。<br>・　水環境については、人の健康の保護に関する項目は概ね環境基準を達成しています。一方､県内で排出されるCOD[14]汚濁負荷量[15]は減少傾向ですが､富栄養化[16]に伴う赤潮も依然として発生しています。<br>・　プラスチックごみの海洋流出による汚染防止のため、生活系由来ごみで海岸漂着量の多い主要３品目（ペットボトル、プラスチックボトル、食品包装・レジ袋）について、使用量削減対策等の重点的な取組を実施し、３品目の海岸漂着量は目標を上回るペースで減少しています。<br>・　有害性が指摘されている有機フッ素化合物（PFAS[17]）が検出された事案に対しては、国が定めた対応の手引きに従い、曝露防止の取組を進めるとともに、継続的な監視調査を実施しています。 |
| 自然環境と生物多様性の保全 |
| ・　県民が身近な自然とのふれあいの場として利用できるように自然公園等施設の維持・管理を実施するとともに、民間事業者による投資と創意工夫による新たな魅力創出の試みを実施しました。<br>・　希少な野生生物をはじめとする種の保存や生物多様性保全の重要性について県民の理解を高めるため、保護すべき野生生物の安定的な生息環境の保全に取り組んでいます。 |
| 環境負荷の少ない社会を支える人づくり・仕組みづくり |
| ・　県民の自主的な環境保全活動を促進し参加機会の拡大を図るため、各地で行われている取組に関する情報提供や、地域で緑化活動や美化活動などを行っている団体等の活動支援、環境学習講師の派遣など、環境保全活動の拡大に向けた支援を行いました。<br>・　事業者等が自主的に環境負荷低減を目指す環境マネジメントシステム[18]（エコアクション21[19]等）の導入に資するセミナー等を開催していますが､認証資格の取得事業者数は横ばい傾向です。 |

10　環境基準：環境基本法第16条の規定に基づき､「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。

11　浮遊粒子状物質：大気中に浮遊する粒径10μｍ以下の粒子（SPM)。呼吸器疾患の原因となる。

12　微小粒子状物質（PM2.5）：Particulate Matterの略。粒径2.5μｍ以下の微細な粒子で、肺の奥まで到達し健康影響が大きい。

13　光化学オキシダント：工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（NOx）や揮発性有機化合物（VOC）などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなど酸化性物質の総称。

14　COD（化学的酸素要求量）：Chemical Oxygen Demandの略。水中の有機物を酸化剤で酸化する時に消費される酸素の量で、湖沼・海域で環境基準値が定められている。この値が大きいほど汚濁の程度も大きい。

15　汚濁負荷量：陸域から排出されるCOD（化学的酸素要求量)、窒素及びりん等の汚濁物質の総量。「汚濁負荷量＝汚濁濃度×排出量」で計算する。

16　富栄養化：水域に窒素やリンが過剰に供給され、植物プランクトンが過剰増殖する現象。

17　PFAS：有機フッ素化合物のうち､ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称して｢PFAS｣と呼び、１万種類以上の物質があり、幅広い用途で使用されていたが、有害性が指摘されており、国内外で規制やリスク管理に関する取組が進められている。

18　環境マネジメントシステム：企業等の事業組織が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価するためのシステム。①環境保全に関する方針、目標、計画等を定め（Plan)、②これを実行、記録し（Do)、③その実行状況を点検して（Check)、④方針等を見直す（Act）一連の手続。

19　エコアクション21：環境省が認定する環境経営システム。事業者による環境への取組を認証・登録する制度。